

(様式第2号)

福祉サービス第三者評価結果報告書

①第三者評価機関名

公益社団法人岡山県社会福祉士会

②施設・事業所情報

名称：浦田保育園	種別：保育所	
代表者氏名：園長 森恵	定員（利用人数）：130名	
所在地：倉敷市福田町浦田2380-31		
TEL：086-455-7331	ホームページ： http://baikoukai.or.jp/urada/index-urada.html	
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：1972年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 梅香会		
職員数	常勤職員：29名	非常勤職員：18名
専門職員	園長1名	保育士32名
	副園長1名	管理栄養士1名
	事務員1名	栄養士2名
	社会福祉士1名（保育士資格あり）	調理師1名
	主任保育士1名	用務員2名
	リーダー保育士3名	嘱託医1名
施設・設備の概要	(居室数)	(設備等)
	保育室7(0歳児、0～1歳児、1歳児、2歳児、3歳児、4歳児、5歳児各1)	遊戯室1、プール1、にじ畑1、園児用トイレ3、厨房1、職員室1、事務室1、保健室1、テラス4、手洗い場2、足洗い場2、更衣室1、園庭トイレ1、職員トイレ5

③理念・基本方針

<保育理念>

- ・子どもの人権を尊重し、一人一人をあたたく受け入れ、保護者との信頼関係を培うことで、子どもに最善の支援をする。
- ・家庭や地域の様々な人や場や機関などと連携を図りながら、保護者や地域の子育て家庭に対して支援をする。

<保育方針>

- ・十分に養護の行き届いた環境の中で情緒の安定を図り、個々の発達に応じた基本的な生活習慣や態度が身につくようにする。
- ・恵まれた自然環境の中で四季折々の園外保育を楽しみ、感動体験をする中で豊かな感性を養う。
- ・生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て思考力の芽生えを培う。
- ・地域の人々や異年齢児と触れ合いながら信頼関係を深める中で、いたわりの気持ちや相手を思いやる優しさを育てる。

<保育目標>

- ・温かですらぎのある環境のもと、子どもの欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ることで自己を十分発揮できるようにする。
- ・基本的な生活習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培い、生き生きと活動できるようにする。
- ・人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育て、自主・自立及び共同の態度を養う。
- ・自然や畑での様々な体験を通して積極的に食に興味を持つことで、生きる力を育む。

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・開所時間7:00～19:00
延長保育18:00～19:00(1日350円、月契約3,500円)
- ・乳児保育(生後57日から)

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	2021年7月1日(契約日) ～ 2021年12月13日(評価結果確定日)
受審回数(前回の受審時期)	0回(年度)

⑥総評

◇特に評価が高い点

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

保育理念や保育方針、保育目標について、保護者や市民の目に触れることが多いホームページやパンフレットでは一目で理解しやすい表現とし、「望ましい子ども像」を掲げ、周知の工夫がされています。

また、自己評価はマンネリ化しないよう、ある年は日本保育協会の「保育内容等の自

己評価」にしたがい実施されたり、ある年は主任保育士とリーダー保育士がその評価基準を作成しそれに基づき評価を行うなど、様々な工夫や積極的に取り組む姿勢は、目を見張るものがあります。自己評価に伴う面談は実施(2021年2月)され、集計結果も記録されています。

加えて、経営の改善や業務の実効性を高める取り組みとして、I-2-(1)-②で述べたように子どもの安全や健やかな育ちへの環境整備(にじ畑や防犯カメラ、駐車場の整備など)や職員の福利厚生(休憩室やプールの際の更衣室整備など)とICTの導入があげられます。これらについては、利用者家族調査結果からも好評であることが伺えました。このような取り組みには、子どもの保育環境の整備はもちろんのこと職員が保育から離れて休憩したり自由な時間が過ごせるような環境を整えています。限られた時間で効率的に業務ができるようにとの施設長としての考えが根底にあると理解しました。これらの取り組みにより、毎年のように定員を大きく超える子どもが入所しています。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

公立保育園の良さを引き継ぎつつ民間保育園としてハード面、ソフト面で様々な取り組みを進めています。その根底にあるのは、「保育士同士がお互いに認めつつ、(お互い)高められる集団であるように…※()は評価者挿入」という専門職としての保育士のあり方と理解しました。この思いは、全体会議(職員会議)で表明しており、広く保育理念、保育方針、保育目標に反映されています。

また、地域との交流は餅つきや浦田憩いの家お招き会、ひまわりの会(受審施設園庭の開放)、小学校のお祭りへの参加がされていて地域との関係性は構築されておりました。

加えて、ボランティア受け入れの体制は整えられていましたし、各関係機関と定期的に連携をとることができていました。また、近年の災害を鑑みて、地域住民の非常食を準備するように検討を始められておりました。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

子どもを尊重した保育についての共通理解を図るために受審施設のしおりや事業計画で理念・基本方針が明示されており、入職時と全体会議(職員会議)で共通理解を持てるようにしています。

また、保育所の行事や変更があればメールや掲示板、配布物で複数回情報提供を行うようにしています。そして、プライバシーに配慮をした環境整備や行事や保育参観の際のビデオ撮影の可否を問うための回答承諾書を渡すなどの工夫をされています。

加えて、災害対策マニュアルを作成し、年1回以上の消防署を交えた避難訓練と月1回定期的な避難訓練を実施しています。緊急避難場所は保護者にも周知されていて、避難した場合には一斉メールにて配信される仕組みになっています。

あわせて、入園前の児童票をもとに子どもと家族の状況を把握することができています。また、入園後には発達に心配のある児童や支援が必要な児童であれば倉敷市保育・幼稚園課や学区担当の保健師、児童発達支援センターとの連携(情報提供や情報共有)を緊密に行う体制がとられています。

A-1 保育の内容

保育所の理念を基に全体の計画を作成して、子どもたち一人ひとりに合わせた支援計画が作成されています。そのうえで発達の状況を把握し、職員間で共有し、発達に合わせた保育を行うことができています。また、ルクミ一午睡チェックを導入して乳幼児突然死症候群(SIDS)対策に力を入れるなど、健康管理も積極的に行われています。他に、食育の取り組みとして広い畑を整備して、野菜の栽培や収穫を通して、子どもたちに食への関心が持てる取り組みも行われています。アレルギーに関しても医療機関との連携を意識して、診断書を確認しています。また、家庭ともしっかり話をすることで、安全な食事提供を行うことができています。

◇改善が求められる点

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

目標管理制度の組織的な運用については、今後検討の余地があります。特に、主任保育士とリーダー保育士3人による評価項目の作成は新しい取組であり、受審施設でその専門性を蓄積された職員が作成される評価項目は、まさに受審施設としての「期待する職員像」そのものであると考えます。これを機に、「期待する職員像」を明確化し、広く職員全員に明示して、職員にとっての目標を設定させることを期待します。

正規職員への研修実績は豊富な一方、臨時職員の研修については不十分との声が聞こえています。園内研修に限ったことになりませんが、研修の様子を動画撮影して視聴できるオンデマンド形式の研修機会を設けたり、同じ内容の研修を複数回実施するなどの工夫が求められます。

地域の交流はしっかりと行われておりますが、地域の中にあるニーズを抽出するまでにはいたっていません。まずは親子クラブなどの関係機関に子育てに関して困ったことがないかをアンケートをするなどをし、研修会や講習会などを通して持っている知識や技術を還元することに取り組んでみてはいかがでしょうか。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

各種マニュアルはほぼ整備をされておりましたが、保育の標準的な実施方法については保育所保育指針で代用されており、受審施設のマニュアルが作成されていません。また、プライバシーについての配慮は現場ではきちんと対応されていますが、マニュアルが作成されていなかったので作成をお願いいたします。リスクマネジメントと感染症対策マニュアルの中で最終的な責任者は施設長となっています。可能であれば委員会を設置し、対応されてはいかがでしょうか。

受審施設の転園後と卒園後の困りごと相談の窓口は施設長になっているが文章で明示はされておらず口頭で保護者に伝えています。文書で明示をお願いします。加えて、転園時の情報提供時の書式を作成されることを期待します。

行事に対してのアンケートを取られていましたが、利用者満足度のアンケートを定期的に行われておりませんでしたので、年1~2回利用者満足度のアンケートを実施されてはいかがでしょうか。

ふれあいBOXの運用は各行事アンケートの収集が主な役割になっているので、用紙と筆記具の設置などの意見が述べやすい工夫が必要かと思われます。

保護者がこみいった相談をする場合の場所が遊戯室やカーテンを使った事務室を使われているので他者の目にふれない配慮が必要だと思われます。

個人情報の管理はマニュアルを作成されており、そのとおりに運用をされていましたが、パソコンの盗難対策がとられておりませんでしたので、防犯用のチェーンをつけるなどの工夫が望まれます。

A-2 子育て支援

保護者からの相談が送迎時の忙しい時間に多い印象です。そのため、複雑な内容の相談をするには、ゆっくりと話をすることが難しい場面があります。定員を超えて受け入れていることで仕方ないところもありますが、子育て支援センターの設置も含め相談を受ける体制を充実させる取り組みを期待します。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回、初めて第三者評価を受けるに当たり、職員一同身が引き締まる思いでした。保育全般を見直す大変良い機会をいただいたことに感謝しております。受審に当たり調査員の方には来園の度に丁寧な説明をしていただき、こちらの質問にもわかりやすく応えてくださったことで、安心して受審することができました。約半年間の受審中は全職員の自己評価や全保護者へのアンケート調査、園内調査や職員ヒアリングなどによりとても充実した時間であり、いろいろな面でステップアップできたという自信と達成感が持てました。また段階を追ってアドバイスを頂戴できたことでスピーディーに改善に取り組み、ありがたかったです。例えばご意見箱の設置場所をより利用しやすい所に移すことなどはすぐに取り組みましたし、臨時職員の研修についても各保育室にあるパソコンを利用してリモートで研修できる体制を整えることができました。また中長期計画や足りなかったマニュアル等は作成が済み、職員間でその内容について共有している所です。総評では高評価をいただいた項目もたくさんあり、今まで一生懸命やってきて本当によかったと思えました。改善が求められるとご指摘いただいた点は今後改善に努めていきたいと思えます。そしてこれからも保育体制、職場環境を整え地域に貢献できるよう向上心を持って園の運営に努めてまいります。

⑧第三者評価結果（別紙）

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
Ⅰ-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・⑥・c
<p><コメント> 保育理念、保育方針、保育目標は、ホームページや「園のしおり」(重要事項説明書)、パンフレットなどに記載されています。また、全体会議(職員会議)などの会議において施設長が折に触れその意味について明示されていることが確認できました。また、保護者や市民の目に触れることが多いホームページやパンフレットでは、一目で理解しやすい表現とし、「望ましい子ども像」を掲げ、周知の工夫がされています。一方で、内容は受審施設や園長をはじめとする職員の思いが詰め込まれた内容となっており、情報過多の傾向があります。定期的な見直しの検討も不十分とのことで、これを機に職員全員で見直しの機会を設けられることを希望しております。</p>		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅰ-2-(1)-①	事業経営を取り巻く環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	①・b・c
<p><コメント> 保育所保育指針(2017年改定)で掲げられている乳幼児保育の積極的な実施、子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の確保、保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援、職員の資質・専門性の向上という基本的な考え方に基づき、保育が行われています。このことは、前述の保育理念、保育方針、保育方針の内容や各議事録、職員からのヒアリングから把握できます。特に、利用者家族や地域の子育て支援への取り組みや障がい児への対応の重要性、職員の育成や福利厚生確保については、施設長をはじめ、職員からも共通に聞き取り、受審施設として重点的に取り組むべき課題と理解しました。</p>		
Ⅰ-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・⑥・c
<p><コメント> チーム加算や処遇改善加算などの各種加算や職員配置により、安定的な収入の確保がなされています。一方、子どもの安全や健やかな育ちへの環境整備(にじ畑や防犯カメラ、駐車場の整備など)や職員の福利厚生(休憩室やプールの際の更衣室整備など)を目的とした修繕費などの投資にも積極的に行われています。今後は、Ⅰ-4-(1)-②、A-2-(2)-②で述べるように、子育て支援について、組織的にどのように進めていくか検討の余地があると考えます。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>中・長期的なビジョンについては、施設長・副施設長の頭の中ではもたれていますが、具体的な中・長期計画として明示されていません。前述の通り、受審施設の経営課題については職員全体で共有されているようですから、受審施設の将来を全職員で検討する機会を設け、中・長期計画の策定をしてみてもいいのではないでしょうか。</p>		
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>単年度計画(事業計画)は策定されていますが、中・長期計画が策定されていないため、単年度計画(事業計画)は中・長期計画を踏まえたものになっていません。また、その内容は各月の保育予定日数や健康管理に関する各種検診日程、全体会議(職員会議)などの会議日程にとどまっており、各年度の具体的な課題の明示とその達成に関し明確な記載がありません。この背景として、前述の通り、中・長期計画が存在しないことがその理由として考えられます。5年後、10年後の受審施設の進む方向性を明文化し、広く地域住民や今後利用予定の家族へ明示されることを望みます。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画(教育及び保育の内容に関する全体的な計画、保健計画、食育計画、職務分担表、行事予定、研修計画から構成)が作成され、毎年3月末に開催される全体会議(職員会議)で説明、周知されています。事業計画は職員室に置かれており、いつでも閲覧できるよう配慮されています。策定にあたっては、月1回のリーダー会(施設長、副施設長、主任保育士、リーダー保育士、栄養士で構成)で検討され、クラス(主)職員会議(園長、副園長、主任保育士、主担任)と週計画会議(クラス(主)職員会議にリーダー保育士が加わる)におろされ、主担任が各クラスの職員の意向を伺い、内容に反映されるようになっていきます。但し、自己評価結果やヒアリングによるとその機能が不十分であることが確認されています。I-4-(1)-①やII-2-(3)-①で触れる組織的な自己評価の仕組みや目的管理制度に職員ひとり一人の意向を反映できる仕組みを検討してみてもいいのではないでしょうか。</p>		
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画は保護者会役員会(毎年2月開催)、保護者会総会(毎年5月開催)で議題として諮られ、意見によっては再検討がなされることがあります。過去には、保護者からの意見を受け変更したこともあります。また、事業計画は希望すればいつでも閲覧できるよう案内したり、園だよりや各自メールで周知されています。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>I-3-(2)-①で述べたとおり、保育サービスを始めとする各種検討事項は全体会議(職員会議)を頂点とする各種会議が組織的に開催されています。コロナ禍により、岡山県から密になる場面が多い会議の開催について、その方法を検討するよう通達があつてからは、必要最低限の開催にとどめています。議事録などを確認したところ、そのことがサービス提供に支障が出ている様子は窺えませんでした。これを機に、会議の開催のあり方や開催日数、機能、位置づけなど再検討し、今以上に効率的な業務に資するよう検討してみたいかがでしょうか。その際、それら会議の機能を運営規程などに明文化し位置づけることで、どの職員にとっても検討内容が把握され、より透明化すると考えます。あわせて、議事録の取り方についてもICT導入を機に今後検討を進めて行かれることを望みます。</p>		
I-4-(1)-②	評価結果に基づき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・㉡・c
<p><コメント></p> <p>自己評価は、毎年実施されています。自己評価がマンネリ化しないよう、ある年は日本保育協会の「保育内容等の自己評価」にしたがい実施されたり、ある年は主任保育士とリーダー保育士がその評価基準を作成しそれに基づき評価を行うなど、様々な工夫や積極的に取り組む姿勢は、目を見張るものがあります。自己評価に伴う面談は実施(2021年2月)され、集計結果も記録されていますが、人事考課も含め現在、どのような評価基準に基づき評価すれば良いか模索中です。また、「子育て相談」が保育サービスの1つとしてパンフレットに掲げられていますが、組織的取組はこれからのようです。社会福祉士をはじめとした専門職の採用は実現していますので、子育て支援センターの設置など検討されてはいかがでしょう。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は、受審施設が民間委託となりその先駆けとして保育サービスが提供される当初から職員として勤めています。したがって、受審施設の歴史や成り立ちなど受審施設の保育の基礎を積み上げてきた一人として、サービスを提供しています。具体的には、公立保育園の良さを引き継ぎつつ民間保育園としてハード面、ソフト面で様々な取り組みを進めています。その根底にあるのは、「保育士同士がお互いに認めつつ、(お互い)高められる集団であるように…※()は評価者挿入」という施設長が述べた専門職としての保育士のあり方と理解しました。この思いは、全体会議(職員会議)で表明しており、広く保育理念、保育方針、保育目標に反映されています。</p>		

II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
<コメント> 施設長は、開催されるあらゆる会議に出席し、適宜職員としての心構えや法令遵守、適正な保育サービスについて声かけや指導、対応を行っています。このことは、組織図をはじめとする事務分担表、各種の役割分担表でも確認できます。また、II-2-(3)-②でも述べるように、施設長として該当する研修には積極的に参加するとともに、訪問調査で保育や教育に対する思いを確認することができました。	
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	
II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<コメント> 訪問調査の時、設置されている防犯カメラのモニターを頻繁に見る様子を確認したり、他の保育士に常に声かけをする様子から、常に保育現場の様子を気にかけており、施設長と他の職員との関係性は良好であると理解できました。また、職員のヒアリングからも保育方針や保育の方法について、施設長にはいつでも遠慮なく相談できる環境であることを確認できました。なお、背景には副施設長や主任保育士、リーダー保育士などのサポートが存在することを申し添えておきます。	
II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<コメント> 経営の改善や業務の実効性を高める取り組みとして、I-2-(1)-②で述べたように子どもの安全や健やかな育ちへの環境整備(にじ畑や防犯カメラ、駐車場の整備など)や職員の福利厚生(休憩室やプールの際の更衣室整備など)とICTの導入があげられます。これらについては、利用者家族調査結果からも好評であることが伺えました。このような取り組みには、子どもの保育環境の整備はもちろんのことなるべく職員が休めるときは休めるよう環境整備したり、限られた時間で効率的に業務を行えるようにとの施設長としての考えが根底にあると理解しました。これらの取り組みにより毎年のように定員を大きく超える児童が入所しています。一方、ICT化については、パソコン端末の一部が玄関から見える位置に設置されていたり、保育室の一部ではノートパソコンが布カバーにかけられたままとなっています。III-2-(3)-②でも指摘するように、パーティションを設置するなどセキュリティーの観点からは今後検討する余地があると考えます。	

II-2 福祉人材の確保・養成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>保育士不足が問題とされる中、受審施設では年齢構成ならびに勤続年数どちらにおいてもバランスの取れた状況となっています。また、個人の状況により正規職員として採用が難しい場合は臨時職員として対応したり、延長保育の業務から外すなどしながら、その職員の働き方にあった対応をとっています。加えて、受審施設の食育を担っているにじ畑では、専門の職員を採用したり、フリー保育士を配置するなど、業務の分担を図るとともに、前述した休憩室や更衣室の整備や休憩時間の確保に向けた取組も進めています。加えて、臨時保育士から正規保育士への登用はここ10年で7名の実績があることから、人材の確保・定着への努力が伺えます。</p>		
II-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>受審施設が今後目指そうとしている認定こども園の開設に向け、幼稚園教諭や中学校・高校教諭の免許を取得した保育士の採用やそれらの免許更新に理解を示し、受審施設として勤務態勢の変更など支援を行っています。また、社会福祉士を取得した保育士も採用しており、地域や保護者の子育て支援に向けた体制を整備しようとしています。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>年次有給休暇の取得状況は、平均約10日(2021年10月時点)で全国平均の取得日数とほぼ同一日数となっています。また、育児休暇の取得者は2021年9月までで延べ5人となっており、取得職員のヒアリングから、職場復帰はスムーズであったことを確認しています。受審施設としては、職場復帰に向け必ず延長保育業務や時短勤務の希望などを確認し、取得職員がスムーズに職場復帰できるよう配慮しています。自己評価からも、職員同士が助け合う環境が整っていることや職員アンケートによる働きやすい職場づくりへの取組などについて、好印象を持たれている回答が多く見られました。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・㉠・c
<p><コメント></p> <p>I-4-(1)-②で述べたように、目標管理制度の組織的な運用については、今後検討の余地があります。特に、主任保育士とリーダー保育士3人による評価項目の作成は新しい取組であり、受審施設でその専門性を蓄積された職員が作成される評価項目は、まさに受審施設としての「期待する職員像」そのものであると考えます。これを機に、「期待する職員像」を明確化し、広く職員全員に明示して、職員にとっての目標を設定させることを期待します。</p>		

II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員の教育・研修計画は毎年事業計画と共に作成されます。園内研修として、2021年度は全体研修を5回、各組研修を5回(福祉サービス第三者評価の受審に関する事)実施または実施の予定となっています。ちなみに、2020年度は全体研修として5回、各組研修2回の実績があり、人権に関する研修やノロウィルスに関する事、苦情解決に関する事、保育所児童要録に関する事などの研修が開催されています。一方、園外研修は2019年度は延べ56回、2020年度は延べ11回(コロナ禍の影響により減少)派遣され、これからの保育に関する研修を中心に参加し、その内容は復命書等で共有されています。</p>	
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員自ら希望する研修があれば施設長に相談し、可能な限り受審施設も参加のための支援を行っています(勤務態勢の変更など)。また、保育士が幼稚園教諭の免許を取得したり、小学校教諭が保育士の資格を取得したり、調理員が調理師の資格を取得したりといった実績があります。正規職員への研修実績は豊富な一方、臨時職員の研修については不十分との声が聞こえています。園内研修に限ったことにはなりますが、研修の様子を動画撮影して視聴できるオンデマンド形式の研修機会を設けたり、同じ内容の研修を複数回実施するなどの工夫が求められます。</p>	
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保育実習(2021年度2名、2020年度3名、2019年度2名)を中心に、子育て支援員や過去には栄養士、管理栄養士の実習を受け入れています。受け入れは、実習受け入れマニュアルに沿って実施しています。但し、職員の研鑽の一助となる国家資格取得を目指す実習についてはコロナ禍の影響があったと考えられますが、今一度積極的な受け入れを進めることを望みます。なお、近くの高校1年生の教育実習を7年間継続的に受け入れ、保育という仕事の楽しさを伝える役割を担っていることを申し添えておきます。</p>	

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・ ① ・c
<p><コメント> I-1-(1)-①でも指摘したように、受審施設のホームページで保育理念や保育方針、保育目標を平易な表現で明示しています。また、写真や挿絵、手書き風の文体を使用し、親しみやすく読みやすいレイアウトになっています。また、第三者委員の仕組みについても園のしおり(重要事項説明書)などで説明していますが、その結果や苦情解決に関する内容までは公表されていません。また、事業報告書などについても、ホームページなどで公表されていません。今後は、ホームページ上に「公表のページ」を設置しこれらを公表することで、広く受審施設が子どもや保護者のために真摯に向き合っている様子を知らせることができ、受審施設の保育や経営にプラスとなることが考えられます。検討してみたいはいかがでしょうか。</p>		
II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	①・b・c
<p><コメント> 公認会計士による毎月の会計処理に関する評価と指導を受けています。あわせて、労務管理や法律関係については、外部の専門家である社会保険労務士や司法書士などと契約し、相談、助言を受けています。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・ ① ・c
<p><コメント> 事業計画に地域との連携について明記をされるとともに、地域行事については園内掲示板に告知をすることで情報提供しています。2020年度はコロナの感染予防のために親子クラブ、浦田憩いの家、いきいきサポートデイサービスセンター、地域の秋祭りなどの交流を行うことができませんでした。</p>		
II-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	①・b・c
<p><コメント> ボランティア受け入れマニュアルがあり、受け入れ時には事前説明会や当日の研修を行い、必ず書類を提示しながら説明を行っています。ボランティア開始前に園だよりやポスターで保護者に伝えられています。</p>		

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>関係機関をまとめたりリストを作成はされていませんが、小学校一覧や児童発達支援センターの一覧をそれぞれ作成されています。児童発達支援センターやファミリーサポートセンターのパンフレットは掲示板の下に配下されており、保護者が必要時に情報を得ることができています。また、倉敷市保育・幼稚園課、支援室、保健推進室、水島支所福祉課、子ども相談センター、児童相談所、水島協同病院と適宜連携されています。倉敷市の保健師とは年2～3回定期的に連絡会に参加したり、倉敷市保育・幼稚園課、支援室や倉敷市社会福祉協議会の会議に参加されたりしています。特に、療育機関とのネットワークが強く、随時お互いの施設で行き来があり、その際に連絡ノートを利用しながら情報共有を行っています。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>地域の親子クラブ(年6回)、地域との交流事業の際に子どものことで相談されることが多いため、その際は口頭で返事をされています。現在はコロナの影響もあり取り組みが難しい状況にあります。</p>		
	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>地域住民への情報提供は、行事の際に15分程度の講話で行われています。またその際に質問を直接された場合は、口頭で返答されています。近年災害が多くなっており、災害時に利用可能な子どもの非常食の準備はできていて、2021年度からは地域住民の非常食を準備するように検討されています。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解を持つための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>受審施設のしおり、事業計画で理念・基本方針を明示されており、入職時と全体会議(職員会議)で共通理解を持てるようにしています。子どもの人権を十分配慮し、一人ひとりの子どもに応じて発達を援助する保育を行うように定期的な会議だけでなく園内研修が開催されています。会議や研修に参加できない場合も回覧で周知するようにされています。</p>		

Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a・ ⑥ ・c
<p><コメント> プライバシーマニュアルは作成されていませんが、入職時に子どもの援助時に個人情報の使用や取り扱いの注意事項やプールの活動中のパーテーションを利用することで目隠しをするなどの配慮をすることを現場教育により行われています。また、行事や保育参観時にビデオ撮影の可否を問うための回答承諾書を渡すなどしてプライバシーに配慮をされています。</p>	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。	
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
<p><コメント> 法人理念や受審施設での様子が分かるようなパンフレットを作成したり、ホームページにそれらを紹介したりして、適宜電話対応や見学対応をしています。また、見学時には担当者が対応をされており、その際には受審施設での様子を保護者が想像できるように丁寧に説明されています。</p>	
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
<p><コメント> 倉敷市入所決定通知を受けてからの流れがあり、入所に向けてのしおりもあり、主任、リーダー保育士、担任が対応するようになっていきます。また、特別な支援(療育・アレルギー)が必要な場合には施設長が同席し対応をしています。保育の変更についてはメールや掲示板、配布物で複数回の情報提供をしています。</p>	
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・ ⑥ ・c
<p><コメント> 受審施設を転園時には相手方の要望に合わせて担当保育士が情報をまとめるか口頭で転園先に情報提供をされています。また、卒園時には保育所児童保育要録抄本を小学校に渡すことで連携しています。特に療育が必要な子どもには保護者の了承を得たうえで児童票をまとめたものを提出したり、電話での引継ぎをしたりしています。受審施設の転園後と卒園後の困りごと相談の窓口は施設長になっていきますが文章で明示はされておらず、口頭で保護者に伝えるようになっていきます。</p>	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。	
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・ ⑥ ・c
<p><コメント> 個人懇談や保護者会で要望を聞きとるようにしています。行事に対してのアンケートを取っていますが、利用者満足度を図るアンケートは定期的には取られていません。</p>	

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
<p><コメント> 苦情解決マニュアルが作成されており、フロー図どおりの流れで苦情が解決されるようになっています。対応した結果については保護者だより、一斉メール、掲示板で保護者にお知らせをしています。</p>		
	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・b・c
<p><コメント> 入園時の説明会で受審施設のしおりを配布していつでも相談ができることやふれあいBOXが設置されていていつでも投書できること、第三者委員の設置についての説明がされています。但し、ふれあいBOXは設置されていますが、今現在まで投書はなく、行事に対するアンケートを入れる場所になっていますので、運用方法を検討する必要があります。保護者が込み入った相談をする場合は、遊戯室やカーテンを使った事務室で対応をされています。</p>		
	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
<p><コメント> 保護者から相談後の対応については、苦情対応マニュアルに沿って対応しています。相談内容に応じて、担任、施設長、主任、リーダー保育士が対応されています。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
<p><コメント> リスクマネジメント体制は構築をされており、責任者も明確になっています。個々のリスクについてはマニュアルを作成し対応しています。マニュアルは年1回見直しをされており、適宜見直しが行われています。</p>		
	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント> 「保育所における感染対策ガイドライン」に準拠した感染症対策マニュアルがあり、感染対策会議も適宜行われています。職員にも周知をされており、感染発生時にはマニュアルに則って対応をされています。登園時には体温チェックをしています。感染症発生時には掲示板やメールを使用して、保護者へ情報提供をしています。</p>		
	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	a・b・c
<p><コメント> 災害対策マニュアルを作成し、年1回以上の消防署を交えた避難訓練と月1回定期的な避難訓練を実施しています。避難場所については2か所を想定しており、豪雨の場合は受審施設自体が被害の可能性が高いため、高台の西運寺駐車場を緊急避難場所としており、保護者にも周知し、避難した場合には一斉メールに配信される仕組みになっています。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保育の標準的な実施方法については保育所保育指針に基づいていますが、受審施設独自の統一された保育マニュアルはありませんでした(食事など個別のマニュアルは存在しています)。一方、事務所には保育所保育指針に関する書籍を置かれ、入職時、園内研修で使用をされています。現在は、保育所保育指針に基づいて年齢別の指導計画(年間、月、週、日案)、デイリープログラム、個別指導計画、支援児計画が作成されています。計画作成の責任者は主任となっており、指導計画の作成方法については入職時、園内研修で共有されています。</p>		
Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>標準的な実施方法が記された個別のマニュアルの見直しについては、年度末に行われています。また、適宜見直しが必要な場合については各種会議や園内研修で提案をされた場合に行われ、書式の変更もあわせて行われています。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-①	アセスメントに基づく指導計画を適切に作成している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>入園前の児童票をもとに子どもと家族の状況を把握することができます。また、入園後には発達に心配のある児童や支援が必要な児童であれば倉敷市保育・幼稚園課や学区担当の保健師、児童発達支援センターとの連携(情報提供や情報共有)を緊密に行う体制がとられています。</p>		
Ⅲ-2-(2)-②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>指導計画については週案、日案について意見交換、見直し、改善の話をしています。クラス主がチェックをして施設長が確認しています。指導計画の変更については各種会議の中で職員間で情報共有されています。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保育の実施状況について書類記入のためのマニュアルが作成されていて、帳票の記入方法、文字の使用法についての注意事項が明確化されています。記入方法については、入職時にリーダー保育士が指導されています。</p>		

Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
<コメント> 書類の管理は個人情報保護マニュアルに則って管理をされており、5年間の保管の後廃棄されることになっています。また、個人情報の管理については鍵のかかる棚で管理をされており、事務所からの持ち出しは禁止されています。しかし、パソコンの盗難対策がとられておりませんでしたので、防犯用のチェーンを使用するなどの工夫が望まれます。	

評価対象A 福祉サービス内容評価基準

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。		①・b・c
<コメント> クラス(主)職員会議やリーダー会を通して意見の集約を行い、全体的な計画を作成することができます。また、毎年評価を行い、更新をすることができ、取り組みの改善も行うことができます。		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。		①・b・c
<コメント> 設備の改修や更新を段階的に行っており、子どもの生活環境をハード面でも整えることができます。また、安全点検や健康確認、衛生面でのチェック表を作成して、安全管理に責任を持って取り組んでいます。さらに、乳幼児突然死症候群(SIDS)対策としてルクミー午睡チェックを導入しており、安全管理の強化を図ることができます。		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。		①・b・c
<コメント> 子どもの発達状況や、家庭環境など、入園時に児童票で確認して把握されています。そのうえで、個別の指導計画を作成し、個人に合わせた丁寧な関わりができるように配慮されています。日々の出来事は引き継ぎ書を活用して伝達し、柔軟な対応ができるように取り組まれています。		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。		①・b・c
<コメント> 個別の発達状況を確認して記録することで、職員間の情報共有を図っています。遊びや日常生活の中で、自然と生活習慣が身につくように、週案や日案が作成されており、丁寧な関わりが確認できています。トイレの改修で年齢別にサイズを分けて設置しており、成長に合わせたトイレトレーニングも実施されています。		

A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	㉑・b・c
<p><コメント> 園庭が広く、畑も整備されています。畑にはビニールハウスがあり、冬には子どもたちの遊び場にできるような工夫もされています。また、2階にはテラスが3か所あり、クラスごとに外遊びができる環境も確保されています。その他に遊戯室も備えており、年齢に応じたサーキット運動やリズム遊びを行い、発達を促す取り組みも行われています。</p>	
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉑・b・c
<p><コメント> 手作りで高さのない可動式の仕切りを設置するなど、部屋のレイアウトを工夫して安全に過ごせるよう配慮されています。必要があれば午前睡ができる環境も、設定することができます。月齢を合わせた少人数のグループに分けて活動することで、保育士が子どもたちの様子を確認したり、個別の関わりを持ちやすいように取り組まれています。また、育児日誌を活用し、家庭との連携を密にできるよう配慮されています。</p>	
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉑・b・c
<p><コメント> 少人数の担当制で4~5のグループに分けて活動されています。子ども同士が関わり合える活動を意識して取り組まれています。また、子どもの発達に合わせた活動の中に、自然と基本的な生活習慣が獲得できるよう配慮した支援を行っています。その他に、園内研修を行うことで、保育の質が向上するように取り組まれています。</p>	
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉑・b・c
<p><コメント> 全クラス複数担任制をとっており、5歳児クラスにおいても2名体制での運営を行っています。そのため、細やかな関わりができていて、子どもの個性を活かし、友達と協力するような活動にも取り組める環境づくりに配慮されています。また、縦割りでの活動も行っており、園外散歩やお祭りに参加することで、同級生との関りとは違った経験をする機会を作っています。</p>	
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉑・b・c
<p><コメント> 児童発達支援センターや療育機関からの助言があったり、実際に助言を活かし絵カードを使った関わりができています。また、家族や関係機関とも連携して、支援会議を行うことで保育の質を高める取り組みも行われています。</p>	

A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㊐・b・c
<p><コメント> 乳児に関しては受け入れ時間によっては、給食を早めたり、午前睡を行うことで生活のリズムを調整しています。お迎えまでの時間も、できる限り発達にあった関わりができるよう、乳児、3歳未満、3歳以上のグループに分けて活動しています。また、延長保育は19時まで受け入れており、急なニーズにも対応できるよう、職員配置を工夫しています。</p>	
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	㊐・b・c
<p><コメント> 近隣の小学校との保幼小連絡会に参加し、連携の強化に努めています。また、親子行事の場面などで、就学に向けての取り組みを家族にも伝え、家庭との連携も強化しています。その他に卒園児(1年生)を夏祭りに招き、在園児と交流する機会を作り、自然と就学への期待が高まる取り組みもされています。</p>	
A-1-(3) 健康管理	
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	㊐・b・c
<p><コメント> 健康管理に関するマニュアルを整備して、適切な管理ができるよう取り組まれています。朝の健康観察はもちろんのこと、一人ひとりの健康状態が把握できるよう、個別の資料も作成しています。また、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する研修への参加や、睡眠時の状態把握を続けることで事故の予防に努めています。感染症が発生した際には、保護者への周知も行って蔓延防止にも取り組まれています。</p>	
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	㊐・b・c
<p><コメント> 健康診断や歯科検診の結果を家庭へ配布し、その後の受診結果も確認できています。緊急性がある内容であれば、引継ぎノートで共有したり、クラス(主)職員会議で報告したりすることで、職員間への周知を図ることができています。</p>	
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	㊐・b・c
<p><コメント> アレルギー除去食対応マニュアルを整備しています。アレルギーの確認や対応については家庭とも連携して、医師の診断と指示を受けています。アレルギー対応児の一覧を作成し、食器の色を変えたり、名前や除去食の種類を記載して誤食の予防に取り組まれています。職員はアレルギーに関する研修も受けており、保護者からの相談にも応じています。</p>	
A-1-(4) 食事	
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	㊐・b・c
<p><コメント> 畑で20種ほどの野菜を育て、給食に利用しています。子どもたちにも収穫作業をしてもらうことで、野菜を食べることが楽しみになるよう取り組まれています。また、クッキングの時間を提供して、自分で調理して楽しめる機会を作っています。離乳食については、受審施設で初めて食べる際には事前に保護者と、内容や硬さなど細やかに打合せを行い、個別に合った食事を提供しています。</p>	

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	㊦・b・c
<p><コメント> 調乳室と給食関係のマニュアルを整備しています。トイレや休憩室を調理職員だけが使用するようしており、衛生面で安心できる食事を提供できています。食事や栄養の話を通して、栄養士が直接子どもの話を聞く機会を作ったり、職員間でも自由献立の相談をして、季節感のある行事食を提供できています。</p>	

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	㊦・b・c	
<p><コメント> 3歳未満児には連絡帳を活用して、日々の様子を伝え家庭との連携を強化しています。また、各クラスにはホワイトボードを設置して、活動内容のお知らせや、必要な情報提供を行っています。その他に、行事の際には、保護者にも受審施設での取り組みを説明する機会を設けています。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a・㊦・c	
<p><コメント> 保護者からあった相談は、その都度対応して記録にも残されています。すぐに返答が難しい内容であった場合には、主任保育士やリーダー保育士に相談できる体制が整えられています。但し、相談を受ける機会としては送迎時の忙しい時間帯が多く、込み入った話ができにくい状況です。ゆっくりと話ができる体制づくりに取り組まれることを期待します。</p>		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	㊦・b・c	
<p><コメント> 虐待に関するマニュアルが整備されています。職員が異変を感じた際には、すぐに相談できる体制も整えられています。また、職員の理解を促すために、研修への参加も行っています。</p>		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	㊦・b・c	
<p><コメント> 毎年自己評価を行い、保育実践の振り返りを行うことができます。その結果をもとに、上司が面談を行い、研修計画なども含めて必要な指導を行うことができます。</p>		